

改正案

現行

様式第8号の3 (第34条関係)

様式第8号の3 (第34条関係)

測量・建設コンサルタント等業務委託 請 書

測量・建設コンサルタント等業務委託 請 書

年 月 日

年 月 日

酒田市長 殿

酒田市長 殿

受注者 住 所
氏 名 ㊦

受注者 住 所
氏 名 ㊦

次の業務委託について、別紙仕様書等に基づき、裏面に定める諸条項を遵守し、お請けいたします。

次の業務委託について、別紙仕様書等に基づき、裏面に定める諸条項を遵守し、お請けいたします。

1 業務委託名

1 業務委託名

2 業務委託場所

2 業務委託場所

3 業務委託料 円

3 業務委託料 円

〔 内 委 託 代 金 円 〕
〔 訳 取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 〕

〔 内 委 託 代 金 円 〕
〔 訳 取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 〕

4 履行期間 着工 年 月 日から

4 履行期間 着工 年 月 日から

竣工 年 月 日まで

竣工 年 月 日まで

5 そ の 他

5 そ の 他

6 **完了検査** 検査年月日 年 月 日

6 **完成検査** 検査年月日 年 月 日

検査員職氏名 職
氏 名 ㊦

検査者職氏名 職
氏 名 ㊦

検査結果 合 格 ・ 不 合 格

検査結果 合 格 ・ 不 合 格

(定義)

第1条 この請書において、発注者とは酒田市長又はその委任を受けた者（以下「発注者」という。）、受注者とは請負者（以下「受注者」という。）をいう。

(契約変更)

第2条 発注者は、委託内容、履行期間又は委託料を変更する必要があるときは、業務委託変更請書によって行うものとする。

(守秘義務)

第3条 受注者は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

2 受注者は、**成果物**（未完成の**成果物**及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

3 **発注者**は、**成果物**を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(一般的損害)

第5条 **成果物**の引渡し前に、**成果物**に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた**成果物**その他業務を行うにつき生じた損害については、発注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者が暴力団排除に関する誓約書（競争入札（見積り）参加資格審査申請時に提出）に違反した場合、契約を解除することができる。

(検査及び引渡し)

第7条 受注者は、業務を完成したときは、発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときは、その完了をもって**成果物**の引渡しを受けたものとみなす。

(請負代金の支払)

第8条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第9条 **発注者は、引き渡された成果物に契約不適合があるときは、成果物を利用した工事の完成後2年以内に成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。**

2 前項の場合であっても、成果物の引渡し時から10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を行えない。

(補則)

第10条 この条項に定めのない事項については、必要に応じ、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。

(定義)

第1条 この請書において、発注者とは酒田市長又はその委任を受けた者（以下「発注者」という。）、受注者とは請負者（以下「受注者」という。）をいう。

(契約変更)

第2条 発注者は、委託内容、履行期間又は委託料を変更する必要があるときは、業務委託変更請書によって行うものとする。

(守秘義務)

第3条 受注者は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

2 受注者は、**目的物**（未完成の**目的物**及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

3 **甲**は、**目的物**を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(一般的損害)

第5条 **目的物**の引渡し前に、**目的物**に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた**目的物**その他業務を行うにつき生じた損害については、発注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者が暴力団排除に関する誓約書（競争入札（見積り）参加資格審査申請時に提出）に違反した場合、契約を解除することができる。

(検査及び引渡し)

第7条 受注者は、業務を完成したときは、発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときは、その完了をもって**業務目的物**の引渡しを受けたものとみなす。

(請負代金の支払)

第8条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第9条 **発注者は、第7条第2項の引渡しの日から2年間は、受注者に対して、業務目的物の瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。**

(補則)

第10条 この条項に定めのない事項については、必要に応じ、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。